

## コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

該当箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
総論	今回の改正案は、主要行と中小・地域金融機関の規模・特性の違いを考慮した内容となっているなど、全体的には評価している。今後の監督行政において、そのような考え方が徹底されることを希望する。	御指摘の趣旨を踏まえ、今後、適切に対応してまいります。なお、中小・地域金融機関についても、個々の金融機関の業務内容等に応じて必要がある場合には、適宜「主要行等向けの総合的な監督指針」を参照し、これに準拠することとしています。
総論	これまでも監督・検査等の整合性に努められてきているが、引き続き御努力いただくとともに、機械的・画一的な取扱いとならないように、今後の監督運営の適切な自己評価・検証を常に行われることを期待したい。	御指摘の趣旨を踏まえ、今後、適切に対応してまいります。
総論	これまでも金融機関の自主的な努力を当然に尊重されてきたと考えているが、今回改めて明記されたことにより、監督運営に当たっての極めて重要な基本的理念が明確にされたと考えている。	御指摘の趣旨を踏まえ、今後、適切に対応してまいります。
Ⅱ－１－２	商法上、監査役は独任で監査を行うこととなっており、監査役会が合議体としてチェックするのではなく「監査役(会)」という表記が一般的であること、また、商法では「会社機関」という語句が一般的であることから、「取締役会、監査役会といった組織が経営をチェックできていること」は「取締役、監査役(会)といった機関が経営をチェックできていること」に修正していただきたい。	御指摘を踏まえ、一部修正いたします。
Ⅱ－１－２ (2)③	社外監査役の監査を強化する等、妥当性・公正性を客観的に確保することは可能であるため、「外部の有識者の助言、外部の有識者を委員とする任意の委員会等を活用するなど」との記載は削除していただきたい。	文章構成上、「取締役会が、経営上の重要な意思決定・経営判断に際して、その妥当性・公正性を客観的に確保するための方策を講じているかどうか」に着眼することとしており、御指摘の「外部の有識者の助言、外部の有識者を委員とする任意の委員会等を活用するなど」といった記述は、代表的な事例として例示していることが明らかであることから、原案のとおりといたします。
Ⅱ－１－２ (2)⑩	「内部管理態勢」に「(いわゆる内部統制システム)」との文言を付け加えた趣旨を明らかにしていただきたい。	「内部管理態勢」について、必ずしも定義が明確となっているわけではありませんが、ここでは、リスク管理態勢や法令等遵守態勢のみに着眼した狭義の意味合いではなく、財務報告の信頼性や事業経営の効率性等も含めた、いわゆる「内部統制システム」に相当する広義の意味合いで用いていることから、その旨を明確化したものです。 一般的に経営者は、有効な内部統制システムを構築することが必要であると考えられており、経営者にとっての善管注意義務及び忠実義務を構成する要素と考えています。 なお、具体的な着眼点・監督手法としては、経営者が内部監査の有効性を確認していることを検証する旨を記載したところですが、中小・地域金融機関に対して、必ずしも完全な形での内部統制システムの整備を一律に求める趣旨ではありません。

## コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

該当箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
Ⅱ-1-3 (1)③	内部監査ヒアリングにより把握された主な問題点や課題等を公表していただきたい。	内部監査ヒアリングについては、新たに定期的なヒアリングとして規定されたものであり、今後の事例の蓄積等を踏まえた上で、問題点・課題の公表の可否も含めて検討を行いたいと考えています。
Ⅱ-2-4-1	「貸出条件緩和債権Q&A」で示されている「信用リスク」及び「信用リスク等」の定義と、本監督指針において述べられている信用リスクは同じ意味であることを確認したい。	本監督指針案における「信用リスク」及び「信用リスク等」の定義は、「貸出条件緩和債権Q&A」における定義と同様のものです。
Ⅱ-3-1-4-2 (2)①ハ.	「取締役会が、商法、独占禁止法及び証券取引法等の法令等に関し、必要に応じ、弁護士や監査法人から文書による意見を求める等、…(省略)…」とあるが、この「監査法人」は削除していただきたい。 (理由) 監査人である公認会計士又は監査法人は、財務諸表監査においては、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて意見を表明するのであって、特定の事項について意見を述べるものではない。ところが監督指針案では、あたかも財務諸表監査において監査法人が、一般的に特定の事項として法令等の解釈について照会を受け、それに対し文書による回答を行っているが如きの表現となっており、誤解を与えるおそれがある。	当該部分は、財務諸表監査ではなく、あくまで銀行が第三者割当増資を行うに際して、必要に応じて、専門家に対して文書による意見を求める等によりコンプライアンス上万全な対応を取ることにしているかについてを、当局が銀行の基本的な経営姿勢を検証する際の着眼点として定めています。
Ⅱ-3-2	顧客保護等を利用者保護等に変更した理由が不明。また、本文においても、顧客と利用者を使い分けているように思えるが、使い分けの基準がよく分からない(顧客への説明態勢…、顧客との情報共有…、住宅ローンについては、利用者にとって適切な情報提供…、顧客保護の観点から…、利用者ニーズの重視と利用者保護ルールの徹底…、等)。	「顧客」とは、預金者、広義の貸付けを受ける者等、金融機関との取引関係を有する者、「利用者」は顧客を含む、金融機関の提供するサービスの利用者を想定しています。
Ⅱ-3-2-1、 Ⅱ-3-2-5-2 (3)③	本案中には、「顧客」(Ⅱ-3-2 利用者保護等)以降頻出)、「利用者」(Ⅱ-3-2-1 与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能)以降頻出)、「消費者」(Ⅱ-3-2-5-2(3)③ 保険募集の取扱い)にのみ表示)とあるが、それぞれの定義を明確化していただきたい。	また、「Ⅱ-3-2-5-2(3)③ 保険募集の取扱い」における「消費者」という語句については、保険商品の勧誘を受ける者を想定しています。
Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イ	金利キャップ売却など金利上昇方向にリスクを負う商品の場合はリスクに際限がなくなるが、その場合において「最悪のシナリオ」とは過去データ等から最安値・最高値・標準偏差等を利用して一定水準を設定することを想定しているのか確認したい。	「最悪のシナリオ」とは、当初元本を下回る損失、いわゆる元本割れが生じるおそれがある場合などを想定しています。 なお、御指摘のような場合には、リスクに際限がないということを説明する必要があると考えます。

## コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

該当箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イ	「最悪のシナリオを想定した想定最大損失額」とあるが、必ず「金額」を明示しなければならないか。コスト(金利)をグラフなどの視覚的効果で表現する方法が認められるか確認したい。	当初元本を下回る損失が生じるおそれがある場合などについて、適切に説明できる方法であれば、金額を明示しなくとも理解を得ることは可能と考えています。
Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イ	「解約精算金の試算額」は、合理的前提のもと、「マイナスの場合」のみ記載すればよいか確認したい。	銀行法第12条の2の預金者等に対する情報の提供は、金融機関側の適切な情報提供とそれに対する需要者の商品についての理解が前提であることにかんがみ、「適合性の原則」の観点から、「マイナスの場合」のみならず「プラスの場合」の双方について説明することが必要であると考えています。
Ⅱ-3-2-1-2 (6)③ハ.	本記載は不良債権流動化の実施方法についての留意点であり、顧客への説明態勢に係るものではなく、削除又は記載場所の変更をしていただきたい。	貸付債権の流動化の実施時における顧客保護の対応についての着眼点を記載したものであり、顧客への説明態勢に含まれるものと考えていることから、原案のとおりといたします。
Ⅱ-3-2-5-2 (3)③	「マニュアルを策定して研修を実施するとともに内部検査を行なうなど」とされているが、「内部検査」とは「内部監査」と同義か、それとも、内部管理の一環として被監査部門等が実施する自店検査を指すのか、定義を確認したい。	ここで用いた「内部検査」は、「内部監査」と同義であり、御指摘を踏まえ、「内部監査」に修正いたします。
Ⅱ-3-3-2 (4)	年1回以上、1週間以上の連続休暇取得について、「派遣社員等についても、事故防止等の観点から、可能な範囲で職員と同等の措置を講じているか。」とあるが、ここでいう派遣社員等には、派遣社員以外にどのような者が含まれるのか確認したい。	同一業務・同一部署での従事状況や行っている業務の実態等に応じて異なりますが、臨時職員や嘱託職員が含まれる場合があると考えています。
Ⅱ-3-4-1-2 (2)	「システム管理の基本方針には、セキュリティーポリシー(組織の情報資産を適切に保護するための基本方針)及び外部委託先に関する方針が含まれているか。」と記載されている。 上記表現では、セキュリティーポリシーや外部委託先に関する方針が、あたかもシステムリスク管理の基本方針の中で制定されるべき「下位規定」のような誤解を招きかねないため、「システム管理の基本方針には、セキュリティーポリシー(組織の情報資産を適切に保護するための基本方針)が反映されているか。」としていただきたい。	セキュリティーポリシー及び外部委託先に関する方針については、システム管理の基本方針の重要な構成要素であると考えており、その基本的な考え方については、システム管理の基本方針に含まれている必要があると考えていることから、原案のとおりといたします。
Ⅱ-3-4-1-2 (5)	「Ⅱ-3-4-1-2(5) 外部委託管理」の注記に「全国銀行データ通信システム」を追加してはどうか。	御指摘を踏まえ、修正いたします。

## コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

該当箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
Ⅱ-3-4-1-2 (5)	<p>「特に外部委託先(システム子会社を含む。)が複数の場合、管理業務が複雑化することから、より高度なリスク管理が求められることを十分認識した体制となっているか。」とあるが、より高度なリスク管理が求められるのは、連携しつつ動作する複数のシステムを各々別の先に対して外部委託している場合である(例えば、勘定系システムと社内の人事システムが別の外部委託先であることによりリスク管理が高度化するわけではない。)</p> <p>したがって、外部委託先が複数であることをもって全ての場合により高度なリスク管理が求められるわけではないのではないか。</p>	<p>貴見のとおり、連携する複数のシステムを各々別の先に対して外部委託する場合には、より高度なシステムリスク管理が求められると考えています。</p> <p>別個のシステムを各々別の先に外部委託する場合であっても、管理業務全体としては複雑化することに伴い、高度なシステムリスク管理を求められることを認識し、状況に応じた適切なシステムリスク管理が行われるべきものと考えています。</p>
Ⅱ-3-4-1-2 (8)②	<p>「障害が発生した場合、障害の内容・発生原因、復旧見込等について公表するとともに、顧客からの問い合わせに的確に対応するため、必要に応じ、コールセンターの開設等を行っているか。」とあるが、顧客への対応方法は、金融機関ごとにそれぞれの事象、発生時間帯などにより区々であると思われる。</p> <p>しかしながら、具体例として「コールセンターの開設」が挙げられると、あたかもそれが唯一無二の対応との印象を植え付けやすい。地域金融機関、特に営業エリアが限定されている協同組織金融機関の場合には、コールセンターではなく顧客の取引店舗において対応することが基本となっているので、コールセンターの開設に関する記述は不要ではないか。</p>	<p>当該規定は、障害発生時の顧客対応に係る着眼点として、顧客からの問い合わせに的確に対応しているかを着眼点として定めたものであり、「コールセンターの開設」については、その対応の例示であることが明らかであることから、原案のとおりといたします。</p> <p>なお、御指摘のとおり顧客への対応方法は、障害による顧客への影響、業態、事象等により様々ですが、状況に応じた的確な顧客対応が行われるものと考えています。</p>
Ⅱ-3-4-2-2 (2)	<p>「…そのセキュリティ・レベルを一定の基準に基づき評価するとともに、当該評価を踏まえ、一定のセキュリティ・レベルを維持するために…」とあるが、一定の基準及び一定のセキュリティ・レベルを明確にしたい。</p>	<p>現時点では、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準(金融情報システムセンター)」、「全銀協ICカード標準仕様」などが考えられます。今後、システム・セキュリティに関する議論が深まるなかで、ISO基準などのその他の基準を参照することも考えられます。いずれにせよ、利用者保護の観点から適切な対応を確保することが求められているところです。</p>
Ⅱ-3-4-2-2 (3)	<p>「不正払戻しに関する記録を適切に保存するとともに、顧客や捜査当局から当該資料の提供などの協力を求められたときは、これに誠実に協力することとされているか」とあるが、ここでは調査権限のある「捜査当局」以外に「顧客」が含まれている。金融機関として被害者への協力は惜しまない姿勢が期待されているが、最近のプライバシー問題や個人情報保護法を踏まえれば、「顧客」に資料提供等する記録の中には、映像記録等に必要以外の情報も含まれている可能性が高いことから、慎重に取り扱わなくてはならないため、「…協力を求められたときは、プライバシーや法令に十分配慮してこれに誠実に協力する…」と修正していただきたい。</p>	<p>貴見のとおり、金融機関においては当然に法令等の遵守、個人情報保護等の観点も踏まえた上で、個々の具体的な事案ごとに判断し、誠実に協力していくべきものであると考えており、上記観点については、記載する必要性が乏しいため、原案のとおりといたします。</p>
Ⅱ-3-4-2-3 (参考)	<p>(参考)に掲げるべき申し合わせについては、「偽造・盗難キャッシュカードに関する預金者保護の申し合わせ」(平成17年10月6日:全国銀行協会)以外に、各金融業態ごとに申し合わせがあることから、その旨を付記していただきたい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「(平成17年10月6日:全国銀行協会等)」と修正いたします。</p>

## コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

該当箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
Ⅱ-3-4-3-2 (1)	統合ATMスイッチングサービスの利用に関して、金融業態によっては、同サービスセンターへの接続について個別金融機関で直接接続するのではなく、業態センターを通じて接続している業態もあるので、業態センター傘下の個別の金融機関では直接的な管理は難しい点に配慮していただきたい。	御指摘の趣旨を踏まえ、今後、適切に対応してまいります。
Ⅱ-3-5-2 (2)①	「インターネットバンキングに係る情報セキュリティ全般に係るプログラムを作成し、必要に応じて見直す体制を整えているか。」とあるが、この「情報セキュリティ全般に係るプログラム」とは具体的にどのようなものを想定しているのか。	情報セキュリティ全般に係るプログラムとは、機密性に着目したもののみでなく、情報及び情報処理が正確かつ完全であること、また、認可された利用者が必要なときにアクセスできることが確保されている等、様々なプログラムを想定しています。
Ⅱ-3-5-2 (3)	「Ⅱ-3-5-2(2)③」(不正取引の防止策)の検討(不正取引の防止策)の結果講じる措置と「Ⅱ-3-5-2(3)③」(不正取引に関する利用者保護措置)の検討の結果講じる措置は、結果として同様の内容となることもあったと考えられるがどうか。	貴見のとおり、不正取引の防止策と不正取引に関する利用者保護措置は、結果として同様の措置となる場合もあると考えられます。
Ⅱ-3-5-2 (4)	「Ⅱ-3-5-2(4)③」(フィッシング対策)としては、技術的な対策の他、例えば「メール上のリンクにより顧客をサイトに誘導しない。」等、メールの送信に関する方針を策定し、それを顧客に周知することも対策と考えられるがどうか。	貴見のとおり、顧客に対する周知もフィッシング対策と考えられます。
Ⅱ-3-6-1-2 (2)	「システム統合リスクのリスク量は、事象(イベント)の発生確率と発生した場合の影響度(インパクト)の積で認識すべきものであり、銀行は、業容等を勘案した上で、徹底したリスク軽減策が求められることに留意する必要がある。」とあるが、リスクを評価する際には、発生可能性、影響度ともに厳密な数値で評価を行うわけではない(例えば、影響大=5ポイント、影響中=3ポイントのように便宜的に値を置き得る)。また、「発生確率」、「積」などの用語は、極めて厳密な数字が策定可能な印象を与えるので、「事象(イベント)の発生確率と発生した場合の影響度(インパクト)の積で認識」という表現を「事象(イベント)の発生する可能性と発生した場合の影響度(インパクト)をあわせて認識」としていただきたい。 また、「徹底したリスク軽減策」という表現が主要行向けの監督指針からそのまま引き継がれているが、主要行が業容を勘案して「徹底した」ならば、「適切な」という表現にしていただきたい。	「リスク量は、事象(イベント)の発生確率と発生した場合の影響度(インパクト)の積で認識すべき」とは、一旦発生した場合の影響の大きさについて認識することの重要性を求めているところであり、積の数値の正確性を求めた規定ではありません。 また、「徹底したリスク軽減策」は、業容にとらわれることなく対応すべきものと考えており、原案のとおりといたします。
Ⅱ-3-6-2 (6)②	「顧客との接続テストにおいては可能な限り全て実施する」とあるが、「顧客との接続テストにおいては可能な限り全ての接続パターンについて実施する」としていただきたい。	あくまで一律に全顧客との接続テストが必要であるという趣旨ではないものの、システム障害は想定外のパターンで発生していることが多いことから、原案のとおりといたします。

## コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

該当箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
Ⅲ-1-1-2 (3)④	ヒアリング時期は原則4月とされているが、個別行の事情を配慮いただきたい。	御指摘の趣旨を踏まえ、今後、適切に対応してまいります。
Ⅲ-1-1-2 (3)④	内部監査ヒアリングの実施時期については、事前に金融機関の意向を確認し、4月頃に限定することなく、柔軟に実施時期を決めていただきたい。	
Ⅲ-1-1-2 (3)④	ヒアリング内容は可能な限り事前提出資料の様式として明示していただきたい。	御指摘の趣旨を踏まえ、今後、適切に対応してまいります。
Ⅲ-1-3-3 (1)③ロ。	第2パラグラフに「その際、検査結果の内容に応じ…(省略)…必要に応じ、検査結果の決算への適正な反映状況に関する監査法人の見解を文書で添付することを求める。」とあるが、「必要に応じ、検査結果の決算への適正な反映状況に関する監査法人の見解を文書で添付することを求める。」を削除していただきたい。	本項は、検査結果による自己資本比率の低下が著しく財務の健全性が懸念される状況で、直近の決算への当該検査結果の適切な反映を確認する必要があると判断されるような限界的な場合に、監査法人との協議を経た適正な報告をするように求めたものです。なお、監査法人の見解については、様々な表現形式はありえますが、基本的には文書で確認するものと考えます。
Ⅲ-3-3 (2)④	「できるだけ早く回答するよう努めるとともに、回答に30日以上要する場合には、できるだけ早くその旨並びに回答時期の見通しを通知するよう努める」としていただきたい。	御照会の件については、運用面において回答に30日以上要する場合には、できるだけ早くその旨及び回答時期の見通しを通知するよう努める旨、担当部署に周知徹底し、利用者の利便性を損なわないよう努めます。
Ⅲ-4-6-1 (1)	「届出書の記載内容のチェック」に関し、「(1)少なくとも、破産、会社更生、民事再生等の劣後状態が生じた場合には、劣後債権者の支払い請求権の効力が一旦停止し、上位債権者が全額の支払を受けることを条件に劣後債権者の支払い請求権の効力を発生するという条件付債権として法律構成することにより、結果的に利払い、配当を含め上位債権者を優先させる契約内容がある旨の記載があるか。」となっているが、新破産法において、金融機関等の劣後ローンを念頭において実務上の難点を解消すべく「約定劣後債権」が新設され、平成17年1月施行された趣旨に照らし、これを反映させるべきであると考えます。	御指摘を踏まえ、関係箇所につき「(1)劣後債権者の支払い請求権について、破産手続における配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする旨の定めがあるか。これに加えて、少なくとも会社更生、民事再生等の劣後状態が生じた場合には、劣後債権者の支払い請求権が一旦停止し、上位債権者が全額の支払を受けることを条件に劣後債権者の支払い請求権の効力が発生するという条件付債権として法律構成することにより、結果的に利払い、配当を含め上位債権者を優先させる契約内容がある旨の記載があるか。」と修正いたしました。

## コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

該当箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
Ⅲ-4-9-4-3 (2)③	<p>DDSについては、「経営支援先に対する債権」ではなく、「元本返済猶予債権」の扱いとの認識で良いのか。DDSを行った先でも、残債について「適用金利が基準金利を下回る場合であっても、金利の減免や元本支払猶予等の貸出条件の変更を行っていない貸出金であれば、貸出条件緩和債権には該当しない」との認識で良いのか。逆に「金利の減免や元本支払猶予等の貸出条件の変更を行えば、適用金利が基準金利を上回っていない場合は、貸出条件緩和債権に該当する」との認識で良いのか。</p>	<p>「経営支援先に対する債権」に係る「支援」とは、債権放棄やDESを意味しており、DDSを想定していません。(平成15年の改正前に「損金経理について税務当局の認定を受けて債権放棄などの支援を実施」とあったものを、15年の改正では税務当局の事前認定がなくなったことを受けて記述を削除しつつ、扱いは変えないとしました。今回の改正においても、金融支援の範囲を変更する予定はありません。)</p> <p>また、資本的劣後ローン及び残債が貸出条件緩和債権に該当するか否かについては、資本的劣後ローンへの転換は、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的としていることから、DDSを実施したこと等による債務者の信用リスク等の増減など、当該債務者に対する総合的な採算を勘案し、基準金利を適用する場合と同等の利回りが確保されているか否かで判断することとなりますが、確保されていないと認められる場合には、貸出条件緩和債権たる「元本返済猶予債権」にあたることも考えられます。</p> <p>なお、DDSを実施する際の経営改善計画が、債権放棄等を伴うものであれば、「経営支援先に対する債権」の定義に従い、追加的支援の蓋然性が高いかどうかを判断する必要があります。</p>
Ⅲ-4-9-4-3 (2)③	<p>開示に関する基準金利に関しては、従前から主要行において適用されていた先進的な取組みを中小・地域金融機関に対しても、同様な取扱いを行うとの認識で良いのか。</p>	<p>従前から「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の中で示されていた規定を「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定(本年10月28日)を機に明確化し、それを今回「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」にも反映させ、併せて18年3月期決算から適用するものであり、従来から主要行において適用されていた先進的な取組みを中小・地域金融機関にも適用するというものではありません。</p>
Ⅲ-4-9-4-3 (2)③	<p>監督指針が「オールインワン型手引書」との位置付けとしておきながら、整理回収機構並びに中小企業再生支援協議会が策定支援した再生計画の取扱い、担保・保証などで100%保全されている債権の取扱い等「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」に規定されている貸出緩和債権の事項について規定しないのは、重複して規定する必要がないとの認識なのか。「オールインワン型手引書」なら規定していただきたい。</p>	<p>「オールインワン型」とは、検査マニュアル等も含めて全ての規定を盛り込むという趣旨ではなく、監督当局の着眼点や監督手法等を可能な限り網羅的に示しているということです。検査局のマニュアルと整合的なものとしているものの、マニュアルと重複した規定をあえて盛り込む必要はないと考えます。</p>
Ⅲ-4-9-4-3 (2)③	<p>貸出条件緩和債権の判定のための基準金利について、今回の「新規貸出約定平均金利」であることが明確化されているが、これまでの検査では、「新規貸出約定平均金利」を適用することが認められず、理論値を適用するように指導されており、従前の基準により算出した貸出条件緩和債権の開示額と今回の基準により算出した貸出条件緩和債権の開示額との間に乖離が生じ、従前の開示額との期間比較性が維持できない。</p> <p>したがって、ディスクロージャー誌に従前の基準により算出した条件緩和債権の開示額を併せて記載することを認めていただきたい。</p>	<p>どのような情報をディスクロージャー誌に掲載するかは一義的には各金融機関の経営判断の問題です。なお、今回の貸出条件緩和債権に係る規定の改正は、これまで必ずしも明確でなかった部分について開示基準の明確化を図る内容となっているものであることに御留意いただきたいと存じます。</p>

## コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

該当箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
Ⅲ-4-9-4-3 (2)③	貸出条件緩和債権の規定見直しは、その見直し内容に対する理解や準備のために、一定程度の時間が必要と思われることから、金融機関の状況等を十分に踏まえて、画一的に平成18年3月期決算におけるディスクロージャーを求めるのではなく、平成19年3月期決算のディスクロージャーも選択できるようにすべきである。	平成18年3月期以降のリスク管理債権の開示状況の適切性を検証する際に、今回の改正内容を踏まえた目線で検査・監督を実施していくこととしています。利用可能なデータによって可能な限り精緻に条件緩和債権の判定をしていただくことになります。
Ⅲ-4-9-4-3 (2)③(注)二	「実質的に当該債務者に対する既存債権の条件緩和、又は既存の貸出条件緩和債権の返済を目的として実施されたことが明らかな場合」との解釈が判断しにくい為、具体的な事例として、「金融検査マニュアル[中小企業編]」に網羅して欲しい。	表面上条件緩和に該当しないとしても、実態をみるとの趣旨であり、具体的には貸出条件緩和債権のロールオーバー等を想定していますが、「実質的に当該債務者に対する既存債権の条件緩和、又は既存の貸出条件緩和債権の返済を目的として実施されたことが明らかな」かどうかについては、個別に判断していく必要があり、具体的な事例を網羅的にお示するのは困難と考えます。
Ⅲ-4-9-4-3 (2)③(注)三	本内容に基づき、新規貸出約定金利を貸出金額で加重平均するという算出方法により、基準金利を設定することになるが、「過去1年以内に新規約定を締結した貸出債権」の場合、この1年以内とは具体的に何時から何時までの期間を用いるのか。	基本的には期末時点から過去1年以内の期間のことを指しますが、その扱いでは決算作業に重大な遅延が生ずるなどやむを得ない場合においては、実態に応じて可能な限り直近の期間を用いていただいで結構です。
Ⅲ-4-9-5 (2)(参考)	「(参考)財務報告に係る内部統制システムの有効性確認項目」の出所・位置付けを明確化していただきたい。	当該項目については、『主要行等向けの総合的な監督指針』においては「主な着眼点」の中の項目となっていますが、本監督指針においては、その規模・特性を踏まえ、金融機関として対応し、それが有効に機能していることが望まれる項目として、「(参考)」としたものです。 したがって、当該項目は中小・地域金融機関等にとって望まれるベスト・プラクティスとして位置付けています。



## コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

該当箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
Ⅲ-4-9-5 (2)(参考)③	「財務諸表等の記載事項に関する全てのリスクを識別・評価・統制・監視する体制が構築されているか。」とあるが、「財務諸表等の記載事項に関する全てのリスクを識別・評価・統制・監視する体制」とは、具体的にどのような体制を求めているのか。	<p>当該項目については、「主要行等向けの総合的な監督指針」においては「主な着眼点」の中の項目となっていますが、本監督指針においては、その規模・特性を踏まえ、金融機関として対応し、それが有効に機能していることが望まれる項目として「(参考)」とし、中小・地域金融機関等にとって望まれるベスト・プラクティスとして位置付けています。</p> <p>銀行の経営者は、それぞれの銀行の規模・特性等に応じて、財務報告の信頼性を確保するための(参考)③などを含む基本的要素が組み込まれたプロセス(財務報告に係る内部統制)を構築し、これらを有効に機能させ、その役割が効果的に達成されるよう自ら適切に工夫することが期待されており、これらをどのように整備し、運用するかを一律に示すことは適当ではないと考えます。</p>
Ⅲ-4-9-5 (2)(参考)④	「内部統制システムの妥当性と有効性を検証する内部管理体制(内部監査を含む。)が機能しているか。」とあるが、「内部統制システムの妥当性と有効性の検証」とは、「財務報告体制について内部監査等でその妥当性と有効性を検証しているか」という理解で良いか。	<p>また、「内部統制システムの妥当性と有効性の検証」とは、財務報告に係る内部統制が有効に機能し、妥当なものとなっているかどうかを確認することであり、「財務報告体制についての内部監査」も含まれますが、そのみで達成できるものではないと考えます。</p> <p>なお、現在企業会計審議会において、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準に関する検討が行われており、本年12月8日、そのあり方が示されております。</p>
Ⅳ-1-4-3	各種ヒアリングの実施に当たっては、実施時期が明示されているヒアリングも含め、金融機関の業務の実情に配慮し、実施時期が必要以上に金融機関の負担とならないように御考慮いただくとともに、各ヒアリング内容の重複をできる限り避けていただくなど、適切に運用していただきたい。	御指摘の趣旨を踏まえ、今後、適切に対応してまいります。
Ⅳ-2-6	『信用金庫法第89条において準用する銀行法第21条第4項において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされている。』とあるが、子会社等の業務、財務状況については連結ベースで開示済みであり、この法定項目以外の開示については個々の金庫の判断に委ねられている。 個々の子会社等の開示項目について、ディスクロージャー誌等の利用者利便性の観点から、ある程度の統一性も必要ではないかと考えられるので、子会社等の情報開示について、法定事項以外に、考えられる開示項目を「参考例」として明示願いたい。	法定項目以外の開示項目については、各金融機関の創意工夫を妨げるべきではなく、例示することは不適切であると考えており、原案のとおりいたします。